

令和6年度東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会

令和6年7月4日(木)

東京都庁第一本庁舎北塔 33階 特別会議室N1

【須藤契約調整担当部長】 それでは、お待たせいたしました。定刻でございますので、これより令和6年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます、財務局契約調整担当部長の須藤でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、それぞれご専門の見地から、忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただきますよう、お願い申し上げます。

本日のご出席状況ですが、委員の皆様につきましては、4名全員オンラインでご出席をいただいております。

東京都の職員の出席者につきましては配付資料のとおりでございます。なお、4月1日付で人事異動がございまして、新たに経理部長として稲垣が着任しております。よろしくお願いいたします。また、議案ごとに事業執行局の職員も出席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の議事進行役についてでございますが、小見部会長にお願いいたします。小見部会長、よろしくお願いいたします。

【小見部会長】 はい。それでは、本日の部会を進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の議事進行と資料について事務局から説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の米倉でございます。改めましてよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきまして簡単にご説明申し上げます。

本日は、当委員会設置要綱第2条第1号に基づく定例事案として、令和5年度の第1四半期に契約した工事についてご意見をいただきます。議案は6つでございます。

引き続きまして、事前に配付いたしました資料について確認させていただきます。本日の資料は、事前に委員の皆様にお送りさせていただいておりますが、まず、A4縦の式次第一式と、定例事案等の抽出についてというA4横の資料1枚、こちらに本日の案件の一覧がございます。それから、本日ご意見をいただく議案1から議案6になります。

なお、資料は本日の委員の皆様限りでご覧いただくこととさせていただきます。本日の部会終了後もお取扱いには十分ご注意くださいよう、お願い申し上げます。

それでは、小見部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【小見部会長】 それでは、本日の議案について、資料1に沿って説明させていただきます。

す。

令和6年度の定例事案の対象案件の抽出方法は、高額・高落札率の事案については金額が高い順に上位100件の中から抽出すること。社会的注目事案については新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること。1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとし、また、各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的に対象事案を部会長が決定することとしております。

こうして最終的に決定した事案が資料1に記載した事案となっていますので、いま一度ご確認ください。

それでは、これより本題に入ります。

ここからは個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とし、後日、議事概要及び議事録を東京都財務局ホームページに掲載する予定です。

では、取材等の方はご退席をお願いします。

(警視庁職員入室)

【小見部会長】 それでは、議案1について準備ができましたら説明をお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、まず、議案1の事業所管局である警視庁の出席者を紹介させていただきます。お手数ですが、自己紹介をお願いいたします。

【警視庁 高橋用度課課長代理(契約調整担当)】 警視庁の総務部用度課課長代理、契約調整担当の高橋と申します。本日はよろしく申し上げます。

【警視庁 林田交通規制課課長代理(交通規制担当)】 警視庁交通部交通規制課課長代理、交通規制担当の林田と申します。よろしく申し上げます。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案1をご覧ください。1者入札及び長期受注の事案として抽出されました案件で、件名は、普通標識緊急工事年間単価契約(1、2、3、4方面)です。

本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望2者、指名10者、応札1者となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 本件を含め、各事案の内容については、事前に事務局から説明を受けているところと思います。

それでは、本事案について、質問や意見のある委員をお願いします。いかがでしょうか。

【木下委員】 では、木下からお話を聞かせてください。

この案件は、警視庁のほうで各管区を分けて、標識の手入れ、手直しをするなどということから、定期的に工事が行われていることから、今回は1者入札で、かつ長期同一ということから選出された案件なのですが、今年の入札の様子を見ますと、もともと希望2者であったにもかかわらず、希望の1者が辞退ということで、前年度はこの希望の2者、逆に、

1者希望で、2者目に入札されている方が今年の希望だったようなのですが、何かちょっとこの希望の会社さんのほうの動きが不自然な動きなのかなと思いつつ、こういう形で、毎回、信号器材さんが取っていることについて、何か信号器材さんに特に優位なところがあるのか、こういう結果について疑問を感じられることはないのか。

感想的なことで申し訳ないのですが、こういう長年の傾向を見ていると、やっぱりこの信号器材さんがずっと1者で取ることが、何かこの競争関係の中で有利な立場にあるようにも見えてしまうので、その点について、発注側としてはどのようにお考えでしょうか、その点をお話してください。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 交通規制課課長代理の林田です。

1者入札の理由というところですが、緊急対応が必要な工事のため、常時人員及び資材を確保しておく必要があるというところですね。それらに対応可能なのが標識板の製造メーカーや、相応の規模を持つ企業となってしまいまして、数も限られてしまうということが想定されています。

それで、より適切な競争を促すための対策として、我々も履行期間の短縮であったりとか、履行場所を細かく分けることについて検討したのですが、やはり1契約当たりの予定数量が小さく、発注数量が不確定となるとか、地域によっては予定数量を大きく下回ってしまうおそれがあると。

また、施工数量が少ないという中で、常時対応できる人員を用意するのが負担になるというところで、受注者に不利益を生じさせる可能性が考えられるということで、現状の発注の方法というふうな形になっています。

以上でございます。

【木下委員】 ずっとこの信号器材さんが取り続けていて、競争性を高めるためにということで、恐らく内規のようなものもあって、10者は指名を追加していて、結局辞退と。

2者応札になるときもあるようなのですが、2者応札になっても、信号器材さんが常に1位で取っていらっしゃるというようなところを見ると、大分競争関係が固定化しているのではないかなと思ひまして、特に前年、随意契約の形ですけど、2者で争ったアークノハラ社と信号器材が今年2者応札希望でありながら、アークノハラが今不参ということで辞退しているようなところを見ると、少数の業者さんの間で、競争阻害的な行動があるのではないかと疑われてしまうような見え方ではないかと思うのですが、その点で何か警視庁のほうでは危機感というか、問題意識はないでしょうか。

【警視庁 高橋用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の高橋と申します。

ご回答いたします。入札に際してなんですけれども、当然ながら、長年1者応札という現状を鑑みまして、ほかの普通標識の受注を取っている、いわゆる受けていただいている会社を、その入札のときに指名したりですとか、より競争性が働くような施策をいろいろ考えながら、業者の指名等もしながらやっているところなのですが、結果として、やはり

在庫を抱えたりですとか、そういう面で、どうしても価格勝負ですとか、在庫を持たなければならぬというところで、最終的に信号器材が1者で応札して、結果的に、信号器材が落札しているという現状が続いているところでございます。

以上です。

【木下委員】 あくまで結果であるというご認識だというふうに伺いました。

私からは発言は以上とさせていただきます。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【森岡委員】 森岡ですが。

【小見部会長】 はい。

【森岡委員】 事前に伺ったところとも重なるところと、今、木下先生に伺ったこととも重なるのですが、この工事は1、2、3、4方面ということで、事前の、小見先生がおっしゃった5、6、7、8、9まであるわけですかね、方面としては。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 交通規制課の林田です。

1、2、3、4と、5、6、7、10、あと、8、9という方面、3つに分かれております。

以上です。

【森岡委員】 ごめんなさい。4まであって、その後、欠番があるのかどうか分からないのですが、事前のご質問のご回答だと、第9方面までであると書いてあるのですが、それでいいのでしたっけ。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 はい。そうです。

【森岡委員】 それで、今回1、2、3、4でずっと信号器材が落札しているということでしたが、5、6、7、8、9については、どういう状態なのでしたっけ。

【警視庁 高橋用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の高橋でございます。

ご回答いたします。5、6、7、10方面、いわゆる3つに分けているところなのですが、その2つ目のところについては、10者指名をして、そのうちの3者が応札で、5者が辞退、2者が不参という形でございます。

もう1つの8、9方面の3つ目のところにつきましては、同じく10者を指名して、今回と同じく、1者応札で、6者が辞退の、3者が不参という形になります。

以上です。

【森岡委員】 ちなみに落札した業者は信号器材でしょうか。それ以外の業者なのでしょうか。

【警視庁 高橋用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の高橋でございます。

先生の質問のとおり、落札者については、3つの案件とも信号器材が落札している状況でございます。

以上です。

【森岡委員】 ごめんなさい。数字が5、6、何でしたっけ。ほかの2番札が入ったものはあるはあるということでしたっけね、今回、今年度は。

【警視庁 高橋用度課課長代理（契約調整担当）】 はい。最初に申しあげました5、6、7、10方面につきましては、3者の応札があったところでございます。

以上でございます。

【森岡委員】 2番、3番があつて、それは例えば、こっちの1、2、3、4だと、（非公表部分）という人が昨年は札を入れているのですが、そういうところが入っていたりするのですか。

【警視庁 高橋用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の高橋でございます。5、6、7、10方面につきましては、今年も去年も（非公表部分）は応札をしているところでございます。

以上でございます。

【森岡委員】 しているということですね。

【警視庁 高橋用度課課長代理（契約調整担当）】 はい。

【森岡委員】 （非公表部分）は一応札は入れるつもりはあるというか、入れたいというところもあつて、何でしたっけ。いつもの結局不参というか、入れなかった理由は、技術者の配置みたいな話でしたっけ、（非公表部分）は。どうでしたっけ。

【警視庁 高橋用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の高橋でございます。

（非公表部分）の辞退理由につきましては、配置予定技術者の配置が困難であるという理由で聴取しております。

以上です。

【森岡委員】 本当なのって、ほかのところで札を入れているし、という気もしなくはないのですけれども。事前の質問で申し上げたのは、これはこの場でやらないと、記録に残らないと思うので、もしこうやって1から10まである中で、9でしたっけ。分割して発注をしている結果、こうだとした場合に、ひとまとめにして、全部一緒にしたら比較的ボリュームもできて対応がしやすくなると、やれるという会社も出てくるのかなと、逆に思ったのですけれども、その点はいかがでしょうか。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 交通規制課の林田です。

これも聞き取りをしてみました。その結果、やはり突発的に起こる緊急工事に対する人材確保と施工体制の確保が、やはり参入しにくくしている要因であるというところで、規模が現在より大きくなっても、やはり難しい面があると。工事範囲が広がってしまいますので、速やかな対応が難しいという意見でございました。

このような意見からも、規模を大きくした場合も、なかなか事業者が狙いどおりに参入してくれるかという、難しいかなというふうに考えてございます。

以上です。

【森岡委員】 これはどこに聞いたかということは、お答えいただく必要はないのです

が、積極的に参加しようとしているであろう業者さんに聞いたということでもよろしいですかね。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 そのとおりでございます。

【森岡委員】 はい。

【木下委員】 木下でございますが、今の3分割された方面の結果が全て信号器材だということになると、信号器材という会社は、都内の全ての工事が受注できるほどの規模、体制を整えているけれども、ほかの企業は、それに比べると、規模、体制で、どの地区でも競争に勝てないような事業内容だというふうに見ざるを得ないということなのではないでしょうか。

かえって、分割しているのだったら、ほかの地区はほかで取っていますというふうにご回答がなるのかと思っていたら、ちょっと意外な答えだったので。そんなにこの10者、ないし12者ぐらいの間で信号器材だけが優位な状況であるほどの事業レベル、事業規模の違いがあるのかというところを教えてください。

【警視庁 高橋用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の高橋でございます。

ご回答いたします。やはり信号器材という会社は大きな会社なのですけれども、やはり1つとしては、メーカーで、いわゆる標識の板も持っていたりとか、そこもあるものですので、やはり価格勝負になってくると、どうしてもそのメーカーが若干強いというところで、落札が信号器材になっているという現状もあるかと思えます。

以上です。

【木下委員】 そうすると、信号器材さんはメーカーであり、施工業者も兼ねているけど、ほかは施工業者ということで、機材というか、部材については、他社から調達しなきゃいけないというような問題があって、やっぱり競争性の中で入札が劣後してしまうと、そういうふうになればよろしいでしょうか。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 はい。ただ、アークノハラは標識を製作するメーカーでもあるということでございます。

【小見部会長】 よろしいですか。

じゃあ、私から今のにも関係しますけれども、アークノハラさんはそうだということですが、例えば7ページのこの一覧を見ると、指名をされていますが、支店は都内にあっても、本店が茨城とか、埼玉とか、山梨とか、その辺の周辺のところが多くて、支店はあるかもしれないけれども、今言ったように都内広域にわたって施工ができるかどうか、若干難しいのではないかとと思われるところもあるのですが、都内で、アークノハラさんは都内で、そもそも信号器材さんは神奈川県にありますけれども、都内に本店があって、あるいは支店がたくさんあって、広域に対応できる業者さんの候補というのは、ほかにはないのでしょうか。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 今のところないというふうな認識でございます。

だヒアリング等をされていけばいいのかなという気もいたしますけれども、いかがでしょうか。

【警視庁 高橋用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の高橋でございます。

今、先生からご指摘をいただいたとおりで、交通規制課とともに、今後、業者の聞き取りもしながら、より競争性を高めて、適正な入札が行われるように今後も努力していきたいと思います。

以上です。

【森岡委員】 これもいつも毎回いろんな方に申し上げていたのですが、他県での状態、東京都警視庁では、少なくとも普通標識の緊急工事に関しては、もう1者がずっとということですけど、他県では、このような工事について、全部が全部信号器材というわけではないわけですよ、恐らく。

今お調べになっていないかもしれないので、それはどちらでもいいのですけれども、他県での取組だとかも、何か参考になるものがあれば、情報交換等をしてやっていただいたほうがいいのかなと思うのですが。

ちなみに他県での契約状況とかというのは、今お分かりになることというのは、ありますか。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 交通規制課の林田です。

他県の状況も聴取しましたところ、当庁と同様の契約方法で、同一の業者が受注しているという県がやはりあるというところや、あとは、県内の施工可能な業者に連絡して、発注するという県もございました。これは契約の関係が、我々警視庁のほうとは少し違う契約方式だと思われるのですが、そのようなところの情報交換はしております。

以上です。

【森岡委員】 全国で信号器材さんが全部押さえているというほどではないわけですよ、恐らく。

【警視庁 林田交通規制課課長代理（交通規制担当）】 警視庁の林田です。

はい、そうでございます。

【森岡委員】 現場の仕事なので、ものだけつくるのだったら、シェアは高められるでしょうけど、実際行ってやるとなると、それぞれの地域でやるのかなという気もしますし、今回の、ものすごく交通の便が悪くて、工事に対応するのは大変だという場所が含まれていないような都心部ばかりのような気がするのですが、何かやりようがあるような気がするのですけどね。

ぜひ私としては、そういう他県とも情報交換をしながら、候補者は何者かほかにありそうなわけなので、そういうところが、少なくとも入札間近、応札まではやっていただくというか、そこは頑張ってもらえるような仕組みに、3分割で、1つにしても意味がないというお話でしたけれども、その辺も状況、契約条件とか聞いていただいてやるということもあるのかなとは思ったところです。

以上です。

【小見部会長】 はい。ということで、いろいろご検討いただきたいと思いますが、ほかによろしいでしょうか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況等について、特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは、何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見について、知事に報告することになります。

委員の皆様、いかがでしょうか。何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

【木下委員】 結構だと思います。

【森岡委員】 何か運用状況がルールに違反しているというようなことではないと思います。ただ、より競争性を高めるための努力を引き続きしていただきたいというのは、先ほどの議論の結果かなと思っております。知事に報告というレベルでなくて、議事録をきちんと残せばよろしいのかなと思いました。

【小見部会長】 はい。ということで、特に知事にご報告すべきご意見等はないということですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。警視庁の皆様、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

(警視庁職員退室)

(財務局職員入室)

【小見部会長】 続きまして、議案2について、準備ができましたら説明をお願いします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、まず、議案2の事業所管局である財務局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【財務局 下村設備担当課長】 財務局建築保全部施設整備一課設備担当課長をしております下村と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案2をご覧ください。高額・高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は東京国際フォーラム(5)改修空調設備工事です。

本件は一般競争入札により発注を行ったものであり、申請1者、資格確認1者、応札1者で、落札率は99.12%となっております。

工事の概要につきましては2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いいたします。

【森岡委員】 森岡です。

これは改修ということで、元施工というか、もともと国際フォーラムのこの部分の空調関係を設置したというか、工事した業者さんはどこになるのでしょうか。

【財務局 下村設備担当課長】 J V トップの高砂熱学工業が該当いたします。

【森岡委員】 ありがとうございます。

【小見部会長】 私からも質問ですが、この改修工事というのは、竣工してから初めてなのでしょうか。それとも、2回目とか、3回目とかという。これは東京フォーラムができてからもう25年、30年ぐらいたっているのかな。

【財務局 下村設備担当課長】 ご指摘のとおり、平成8年に竣工いたしまして、約26年が経過しております。それまで何回か大規模改修、それから、故障による補修みたいなものを繰り返してきております。

今回の工事は、部分休館を伴う工事なのですけれども、これ以降に、全館休館が令和11年に予定されておりますが、それまでのつなぎの工事といった位置づけで、部分的に改修を行うというものでございます。

【小見部会長】 今回というより、それよりさらに過去の何回かあったということですが、それについても落札者は同じなのでしょうか。

【財務局 下村設備担当課長】 はい。さようでございます。

【小見部会長】 はい、分かりました。ということは、この高砂さん及びJ Vがずっと取られ続けてきたということなのですが、事前のご説明のとき、何か難しいところがあるのかという質問をしたところ、居ながら工事で、その辺がなかなか難易度が高いというご説明でしたけれども、それができそうな企業というのはほかには考えにくいのでしょうか。

【財務局 下村設備担当課長】 施工条件を示して入札に臨んでおりますので、参加できる企業があれば、参加していただけるものと思っておりますが、結果として、高砂熱学を主体としたJ Vにより今まで構成されてきたということです。

ちょっとすみません。先ほどの質問で補足させていただきます。過去の空調工事ですけれども、平成8年が高砂熱学工業、平成22年が高砂・ダイダン・サンプラ・J V、それから、令和5年が高砂・ダイダン・一工、今回の工事という形になります。失礼いたしました。

【小見部会長】 はい、分かりました。

これは、例えば次回、大規模な改修が予定されている令和11年というお話でしたけれども、その場合は、居ながらじゃなくなるとすれば、状況は、ほかの会社が入りやすい状況になるという、先の話で恐縮ですけれども、そういう可能性はあるのでしょうか。

【財務局 下村施設整備一課設備担当課長】 部分改修をするよりは、確かに中身総入れ替えということになりますので、条件は緩和されるかなと。

一方で、建物の下に地域冷暖房の熱源室とかがございまして、そちらを今度いじらなきゃいけないということで、ある意味施工がもっと厳しくなる可能性もあるということで、ちょっと一概には言えないかなというふうに思っております。

【小見部会長】 はい、分かりました。ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

【木下委員】 すみません。資料の25ページに入札経過調書の中に、調査基準価格の表示があって、そこから予定価格が算出されているというふうに見えるのですが、この調査基準価格の調査対象になったのは、どの企業さんなのでしょうか。

つまり、調査の見積りをつくっていただいたのはどちらなのでしょうかという質問です。

【荒山契約第一課長】 契約第一課の荒山でございます。

今のご質問は、低入札価格調査制度の関係のお話かと思われましても、まず、予定価格を算出するに当たりまして、直接工事費だとか、一般管理費だとかというような項目を起工部署のほうで積算をして、予定価格を設定いたします。それに直接工事費や一般管理費に一定の利率を掛けるなどの計算式がございまして、それに基づいて低入札調査価格というのが設定されます。

それよりも下回る価格が応札されたときに低入札価格調査というような調査を行うという、そういう制度でございます。

本件に関しては、1者の応札でございまして、今回、この案件は低入札価格調査の対象にならない数字での応札でございましたので、結果としては低入札価格調査を行わなかったという、そういうような状況でございます。

説明は以上です。

【木下委員】 今のお話なのですが、この調査基準価格にしる、予定価格にしる、何らかの発注側の見積価格というのがあって、一方で、入札者が見積価格が入札価格として出てくるということなのですが、これだけの規模の工事の調査、基準価格とか予定価格をつくるのに、今までですと、参考となる価格を施工能力のある業者さんに問い合わせるというようなこともされていたようなのですが、そういうことはもうなさらずに、要するに工事予定の積算資料などから、官側のほうで、発注側のほうで独自につくられた価格ということなのでしょうか。

【財務局 下村設備担当課長】 それは積算のときの参考見積りを何者採用したかというところでしょうか。

【木下委員】 はい。

【財務局 下村設備担当課長】 基本的には3者以上取るようなルールでやっております。都の単価にあるものは都の単価、それを優先して使って、やむを得ないものについてのみ見積作業という形で、見積作業する場合には3者以上取って、比較して、価格を定めているということでございます。

【木下委員】 本件の場合はいかがだったのでしょうか。

【財務局 下村設備担当課長】 本件についても同じやり方でやっております。

【木下委員】 そうすると、その中に高砂熱学なども入っていたのでしょうか。

【財務局 下村設備担当課長】 基本的に、施工者から直接見積りを取るということはありませんで、例えば本件ですと、空調機器メーカーから取ったりと、あるいは自動制御メーカーから取ったりという形で、施工者さんから直接見積りを取るということはござい

ません。

【木下委員】 それから、この件では、99.1%という落札率で、さらに契約内容の変更決定通知ということで、単価の変更なのかなと思いますけれども、約4,000万円、3,990万円ほど増額になっておりますけれども、これは、最近の工事費、特に人工費ですね。賃金の上昇などを踏まえた、統一的な何か基準によって、こういうのがされたのでしょうか。それとも、この工事独特の何かがあったのでしょうか。

【財務局 下村設備担当課長】 工事単価の上昇によるものでございます。

【木下委員】 それは、工事独特のものというよりも、全体的な予算というか、世の中の傾向に合わせた変更を財務局側から申し入れているということによろしいのでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の米倉でございます。契約調整のほうからご説明させていただきます。

こちらの設計変更に関しましては、いわゆる特例措置と呼んでいるものでして、前年度の労務単価を用いて積算を行ったものについて、契約期間内に労務単価の変動があった場合に、特例的にこの単価を入れ替えると、行われているものでして、こちらについては各案件、様々な案件についての共通的に、統一的に行っている措置となっております。

説明は以上です。

【木下委員】 ありがとうございます。

【森岡委員】 いいですか。すみません、森岡です。

どうしても元施工が強い、こういう補修とかになると強いのだろうなという気はするのですが、改修とかだと。空調は特に、どういう配管で、どうなっているとか、それこそぎりぎりのところを狙ってつくったやつをどう直すかというのもちよっとありそうな気がするのですが、有利になるのは理解できるのですけど。逆に、財務局とかで把握されているもので、元施工と別の業者が空調の改修とかで落としたというようなケースって、今お答えになれなければ全然あれなのですけど、あるのか、ないのか。

あるとしたら、どういうパターンというか、どういう条件があると、そういうことがしやすくなるのかというのがあれば、今後の発注に当たっての参考になるかなと思ったのですが。

【財務局 下村設備担当課長】 フォーラムぐらいの大きな施設になりますと、例えばJVを組んでいた2番手の方が、次、単独で改修を取ったりとか、その組替えとか、元施工が取るパターンが一番多いふうに、私は思っているのですけれども、組替えがある場合とかというのが、そういう場合が多いかなというふうに思っております。

【森岡委員】 この工事では、JVを組まなきゃいけないという条件なのですか。単独でもやれる、手を挙げられるという前提でいいのですかね。今回の場合だと。

【財務局 下村設備担当課長】 それはもう工事規模によって決まってくるという。

【森岡委員】 今回だと、仮に名前を出したら申し訳ないのですけど、例えばダイダんさんが、高砂さんと別に、自分は自分で札を入れたいと思ったらやれたのですよね。

【荒山契約第一課長】 入札の参加条件に関して言いますと、本件は混合入札ということで、単体でも、JVでも、どちらでも参加できるという、そういうような条件でございます。

【森岡委員】 別に名前を挙げてどうするつもりはないのですが、では、そういうパターンは、一緒に工事をした仲だから分かっているという人であれば、比較的自分だけで取りに行くということもあり得るということなのですかね。

【荒山契約第一課長】 施工能力さえあれば、できるのではないかなというふうに思います。

【森岡委員】 どうしても大規模なものだと、元施工がより強くなるという感じなのでしょうか。感覚的な問題で結構なのですかね。

【財務局 下村施設整備一課設備担当課長】 はい。おっしゃるとおりかと思います。

【森岡委員】 分かりました。今回、少なくともJVを組まなきゃ駄目だよと言っているわけでもないし、それぞれ、もともとの高砂さんと、最近、ダイダンさんも組んでおられる、一工建設ですかね。組んでおられるという状況なのかもしれませんが。分かりました。そう簡単ではないなということで理解はできました。

【小見部会長】 はい。ありがとうございます。

【松本委員】 松本です。すみません。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【松本委員】 本件はそこそこ大きな規模で、かつ施工期間も長いので、積算のほうは結構大変なんじゃないかなというふうに想像しておるのですけれども、これは仮に、もともと施工していない業者さんが、自分たちで積算は最初からやって、入札するのに十分な考慮期間というのはあったのかどうかというのがちょっと気になっているのですけれども。

つまり大規模な工事であれば、それなりに積算に時間がかかるわけであって、入札までの期間が厳しければ、最初から諦めざるを得ないという関係になるのではないかと思います。ですが、そういった点からのご見解をお聞かせいただければと思います。

【財務局 下村設備担当課長】 そちらにつきましては、工事の規模によって十分な見積期間を取って、発注しているというふうに我々は考えてございます。

【松本委員】 本件の場合には何か月あったのでしょうか。

【財務局 下村設備担当課長】 すみません。ちょっと確認させていただきます。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の米倉でございます。

例えば発注予定表の3ページをご覧ください。こちらの中ほど、中段下のほうに公報登載日が2月17日、それから、1個飛びまして、希望申請期間が2月24日から3月2日となっております。この間に希望を申し込んでいただくことになっております。

それで、その後、積算や仕様書などをチェックしていただきまして、1個上、開札予定年月日、実際の開札年月日は4月17日となっております。適切な期間、見積りに必要な期間は取っておると認識しております。

【松本委員】 そうすると、公報登録日が2月17日で、最終的に札を入れる必要、金額を積算した後に札を入れるのは4月17日ですか。それも3月2日ということになりますか。

【米倉契約調整技術担当課長】 4月17日の前日開庁日までに札を入れていただく必要があります。したがって、4月14日までに金額を入れていただく必要があります。

【松本委員】 そうすると、ここは約2か月間の積算期間があったという理解でよろしいのでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 はい、そのとおりでございます。

【松本委員】 他方で、皆さんというか、発注されるときの予定価格もこちらの東京都のほうで積算していると思うのですが、この27億円。これを積算するのに要した期間というのはどのくらいだったのですか。

【財務局 下村設備担当課長】 設計委託をかけておりまして、トータルの設計期間は1年程度なのですが、その中に図面を描いたり、現場を調べたりとか入っておりまして、積算は最後のほうの工程に入ってきてまして、約2か月というふうに確認しております。

【松本委員】 ありがとうございます。予定価格の積算は、2か月を要したということですね。ありがとうございます。

それって、もともとの図面とかを十分把握されている上での積算なので、全然関係ない業者さんが最初から積算しようとしたら、もっと時間がかかるのではないかという気もするのですが、ここは、そうではないと。

【財務局 下村設備担当課長】 図面のほうで受注者の方が拾えるようなものを、しっかり準備していると考えておりますし、特記仕様書のほうで施工条件のほうは詳細に記しておりますので、その辺りから参加者の方も類推できるかなというふうに思っております。

【松本委員】 はい、ありがとうございます。

【小見部会長】 私からです。ちなみに設計は、どこがやっていたのでしょうか。

【財務局 下村設備担当課長】 株式会社森村設計さんになります。

【小見部会長】 これは元の設計に関わられた業者さんなのでしょうか。

【財務局 下村設備担当課長】 はい、さようでございます。

【小見部会長】 はい、分かりました。

積算、確かに積算するのに初めてだと時間がかかると思いますし、これ、26年前であればCADは使っていたと思いますけど、昨今のようにBIMみたいなものになってくると、積算は多分早くなると思うのですが、まだ、この時期のものであれば、そういうことになっていないのかなという気もしますので、まあ、今後、こういうのが改善されていけばいいなというふうに思いました。これは感想です。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況等について特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に

運用されていることとします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見について知事に報告することになります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見はございますか。よろしいですか。

ご意見がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

財務局の皆様、ありがとうございました。退出をお願いいたします。

【財務局 下村設備担当課長】 ありがとうございました。失礼いたします。

(財務局職員退室)

(港湾局職員入室)

【小見部会長】 続きまして、議案3について準備ができましたら、説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、まず議案3の事業所管局である港湾局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介でお伺いいたします。

【港湾局 吉田財務課長】 港湾局総務部財務課長の吉田でございます。よろしくお願
いいたします。

【港湾局 榊山建設課長】 同じく港湾局離島港湾部建設課長の榊山でございます。よ
ろしくお願いたします。

【港湾局 今門課長代理】 離島港湾部建設課で設計を担当しております今門です。よ
ろしくお願いたします。

【港湾局 木村課長代理】 港湾局離島港湾部管理課事業調整担当の木村と申します。
起工など担当しております。よろしくお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案3をご覧ください。

1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は令和5年度神湊港海岸離岸堤（改
良）建設工事でございます。

本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望3者、指名10者、
応札1者で落札率は99.71%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いいたしま
す。

【森岡委員】 では、森岡のほうから。

事前質問等に重なるところですが、この離岸のところは施工済み箇所があって、ぐるっ
と来て、最後のところということで、平成27年度から9か年に分けて発注した最後部分と
いうことですが、この施工済み部分の受注者は、この今回の菊次建設ではない会社も受注

しているのでしょうか。

【港湾局 榊山建設課長】 結果でございますけど、過年度工事も、全ての工事を菊次建設が行っていると、結果となっています。

【森岡委員】 こういう工事というのは、ちょっとよく分かっていないですけど、現場事務所みたいなのを何か建てて、それでずっと継続的にそこで働いてもらってやったり、機材を置いたりしてやったりと、そんなイメージなのですかね。

【港湾局 榊山建設課長】 港の工事でございます、岸壁の付近に小さな休憩室みたいなものを置いたりとかして、作業員が休んだりするようなところを設けています。

ただ、菊次建設に関しては地元の会社でございますので、営業所機能というものは、恐らく近い場所にあると思うのですが、島の中の営業所でやっているという形となっております。

【森岡委員】 ずっとここだと、落としてしまうのだろうなというところはあるのですが、一方で、希望も3者でしたよね。菊次も含めて3者希望があったような気がするのですが。

【港湾局 榊山建設課長】 八丈島の島内の会社が3者、希望は出していたと記憶しております。

【森岡委員】 事前の質問であれですけど、その菊次の下請で、このほかの希望した会社とか、あるいは指名された会社だとかが入ったというわけではないということですね。

【港湾局 榊山建設課長】 はい。下請で入っている会社では、入っておりません。

【森岡委員】 これは、何か、質問というのはあれなのですが、逆にこの浅沼組と赤間建設は、何で希望をしたのですかね、というか、希望をしたけど札を入れていないわけで、何かそういう行動をするメリットというか、意味があるのですかねという。

何か想像のつくところがありますか。

【港湾局 榊山建設課長】 すみません、そこはちょっと会社の考えで、私共も分かりません。すみません。

【森岡委員】 いや、そこまで行ったら、もう、札も入れてもいいのではないかと思います。入札するとなると、やはり、ただ希望を出すよりかは手間がかかるみたいな、そんな感じなのではないでしょうか。

【荒山契約第一課長】 契約第一課です、荒山です。

一般的にですけれども、まず希望は、積算する前に案件の件名を見ながら、地元であるとか、そういったことを考えながら、まず希望を出すところがございまして、その後、実際に積算が行われますので、実際に応札する場合にはですね。その中で、予定価格がやっぱり合わないとか、そういった、あと、技術者の問題だとか、いろんなものが勘案されて、実際に応札するかどうかということになります。

今おっしゃっていた、まず希望を出すかという、出しておいて応札をしないというパターンも、かなり、実際多くありますので、そういったところも1つの理由なのかなという

ふうに思います。

以上です。

【森岡委員】 いや、何となく、もう、ここまで9か年かかっている最後のところだから、これはもう、うちはいいやって、今から、そのための準備をするのは大変だから、きっと勝てないやというんだったら希望も出さなくていいのに、何で出したのだろうと、それだけなので。

希望すると、後で何か点数的なものがつくとか、そういうことはないわけですね。

【荒山契約第一課長】 はい、制度的には、そういったことは一切ありません。逆に、ペナルティもありません。

以上でございます。

【森岡委員】 分かりました。いや、それを素朴に、なかなか島しょ部で厳しいというのは理解して、また、9か年で最後の施工部分だとしたら、菊次建設が有利だし、実際入りたいのだろうとは思いますが、何で希望したのだろうなというだけでした。

すみません、ちょっと、ぶり返して。ありがとうございます。

【小見部会長】 私から、よろしいでしょうか。

今の件、9ページに一覧が載っているのですけれども、希望を出したのは同じく八丈島の3者ということになっていて、それ以外に指名をされているのですけれども、全て島しょ部の企業でして、確かに近いというのはあるかもしれないのですけれども、逆に小さいところなので、みんな縄張り意識が強いような気がして、隣の島の仕事を取りに行くということが本当にあるのかというのは、やや、疑問がありまして。

同じ指名するのであれば、むしろ本土の企業に指名したほうが効果があるのかなという気もいたしますが、いかがでしょうか。

【荒山契約第一課長】 契約第一課でございます。

今、希望が出された後の任意指名のお話かと思っておりますので、私のほうでお答えいたします。

まず一般的に、財務局で扱っている案件は、大体大きな案件でございます、A等級、B等級など、そういった案件でございます。

A等級の案件というのが、ほぼ、財務局で扱っている大規模案件なわけですが、そういう場合は、やはり広く入札の参加を募るといって、競争性の確保ということに重点を置くと。

一方、B等級のような、Aに比べれば小さいような案件につきましては、地元の中小企業の受注機会の確保みたいなものを、やっぱり優先するという、そういった考え方もございます。もちろん、競争性、透明性を確保したということが大前提でございますけれども、地元中小企業の受注機会の確保と、そういうことも考えております。

そういった中で、まず入札の参加資格の中で、参加要件の中で、今回、島しょ地域というふうを設定しておりまして、その中で今回、希望を募ったと。

手が挙がらなかったときには、やっぱり、その参加要件の中から私どもとしては任意指名をして、できれば地元の中小企業に受注していただきたいという、そういう思いの中で任意選定をしているところでございます。

先生がおっしゃっているような、広く入札の参加を求めるべきという、そういった考え方ももちろんあるかと思えますけれども、そういったバランスの中で考えて、こういった任意選定をしていると、そういうことでございます。

【小見部会長】 趣旨は理解しましたが、島しょ部は島しょ部だけでやるというよりは、本土の小さい企業、近いところであればですけども、神奈川県とか静岡県とか、その辺であれば比較的近いかなという気もするので、そういうことも検討されたらどうかというふうには思いました。

島しょ部で、よその島を取りにいて、本当に取ったという例はあるのでしょうか。

【荒山契約第一課長】 契約第一課でございます。

先ほどの質問に、まず関連してですけども、A等級のような案件につきましては、大規模案件につきましては、本土の人も入札に参加できるようにというふうなことでの設定をしております。

今回はB等級ということで、島しょに限ったというのが1点目でございます。

それから、今、お話のあった、ほかの島への関係ですけども、同一航路というところで、例えば大島であれば新島、式根、神津だとか、三宅であれば三宅、御蔵、八丈、青ヶ島という航路が別になっておまして、そういった同一航路の中であれば、ほかの島のところに入札をするとか、そういったことは時々あると、見受けられるというふうにご考えております。

以上です。

【小見部会長】 ということは、逆に言うと、航路が違えば可能性は非常に低いということなのでしょうけど。

でも、航路別に、複数の島しょと、あるいは航路上の島しょと近県とか、そういう組合せはできないのですか。

【荒山契約第一課長】 すみません、ちょっと音声が入り切れてしまいましたので、もう一度、お願いできますでしょうか。

【小見部会長】 島しょだと、島しょ地域というくくりしかないのでしょうか。そういう島しょ地域と沿岸部の近県みたいなところを含めるというような、そういう組合せはあり得ないのでしょうか。

【荒山契約第一課長】 そうですね、今、お話しさせていただいておりますB等級の案件ということで、先ほど申し上げたように、これは島しょのところで行っていただきたいというのが我々の考えでございます。例えばA等級の案件なんかでいきますと、島しょ、それから最後、10者に満たない場合については臨海部というのでしょうか、内地のところから応札をいただくようにということで、任意選定するようなことはあります。

【小見部会長】 そうすると、立てつけ上、もう、B等級だと島しょの中での戦いということになるわけですね。

【荒山契約第一課長】 はい、おっしゃるとおりでございます。

【小見部会長】 はい、分かりました。私からは以上です。
ほかにいかがでしょうか。

【木下委員】 島しょ部の工事は、前々から何件か拝見しましたが、やっぱり、どうしても少ない業者さんで、それぞれの業者さんの実力もお分かりの中で、なかなか入札の競争性は難しいし、こういう形になりやすいなというのは、拝見しておりました。

【小見部会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。

運用状況等について、特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。

あるいは、何か改善の必要がある場合は、その改善に係る意見について知事に報告することになります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

港湾局の皆様、ありがとうございました。退席をお願いいたします。

【港湾局 榊山建設課長】 ありがとうございました。

(港湾局職員退室)

(交通局職員入室)

【小見部会長】 続きまして、議案4について準備ができましたら、説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、まず議案4の事業所管局である交通局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介をお願いいたします。

【交通局 中島契約課長】 交通局資産運用部契約課長、中島と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

【交通局 内山事業改善担当課長】 交通局自動車部事業改善担当課長の内山と申します。よろしくをお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案4をご覧ください。

高額・高落札率及び長期受注の事案として抽出されました案件で、件名は、バス停留所上屋新設等単価請負工事でございます。

本件は、希望制指名競争入札にて発注したものであり、希望2者、指名2者、応札2者

となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いいたします。

【木下委員】 木下でございます。

このバス停の工事については、ずっと何回か見るたびに、このヤハギ工業さんの名前が出て、今回はアートフェンス工業株式会社ということで、2者応札ということで、応札は2者のようですけども、圧倒的にこの価格差が、この入札調書ですと1億円程度の価格差がある、率にして2割以上ですよ。

これだけの価格差があるということでは、ヤハギ工業さん、非常に有利な立場で入札をされているわけですけども、ヤハギ工業さんが、この工事に特に有利な、企業としての体制とか、何か、そういうことの特徴というのがあるのでしょうか。

その点、いかがでしょうか。

【交通局 内山事業改善担当課長】 事業改善担当課長の内山です。

ヤハギ工業につきましては、1者で上屋を造ることができるということと、あとは行政手続等の経験が多く、その手続に慣れているというところが強みとなっているのかなと思っております。

【木下委員】 慣れているということは、長期受注しているから慣れているということだと思うんですけども、長期受注に至る技術力とか何か、そういうところの差というのは、当初からこれは見せられていたところなのではないかというご質問なのですが。

【交通局 内山事業改善担当課長】 基本的には、上屋の物自体は特殊な物を使っているわけではありませぬので、そういう点での差というのは大きくはないのかなというふうには思っております。

【木下委員】 写真などを拝見しましたし、もちろんバス停ですので、私たちも、町場で、目で見ますけど、失礼な言い方ですけど、そんなに複雑な工事とは思えないものなんでしょうけども、やっぱり数をこなしていらっしゃるといふことの有意差があるのかなと思いつつながら。

特に今回は、入札価格に大分差があったものですから、これだけの力の差があるのは、どうしてなのかなということでご質問をしてみたんですけども。

今のように、やっぱり数をこなしているということ、手続なども慣れていると。特に近隣調整の難しさがあるのだという話も、前に聞いたことがあるような気がしましたけれども、そういう点も慣れていらっしゃるといふことなのではないでしょうか。

【交通局 内山事業改善担当課長】 そうですね。委員のおっしゃるとおりだと思っております。

【小見部会長】 よろしいですか。

【木下委員】 はい。

【小見部会長】 じゃあ、私のほうから。

これも先ほどありましたように、もう何回も取り上げられているもので、今回は応札があったということで改善の方向には行っているのかなというふうに思うのですけれども、これ、以前のときにも私、申し上げたかもしれないのですが、この施工業種というのが鉄鋼加工ということになっていて、例えば今回の議案1だと、これは道路標識ですけど、この場合は道路標識設置という施工業種になっているのですけれども、このバス停留所は鉄鋼加工ということになっていて、それが参入障壁になっているのではないかと、以前にも申し上げたような気がするのですけれども。

これを、例えば複数の施工業種にまたがって募集するというようなことはできないのでしょうか。

【交通局 内山事業改善担当課長】 ワイヤーの材質として、耐火性の観点等から、鉄製のものにしておりますので、この業種というふうにさせていただいております。

【小見部会長】 いや、鉄を扱う業種は幾らでもあって、普通の建築を造るのだから鉄を扱うので、鉄鋼加工じゃないといけないという理由が、よく分からないので。

もちろん入っていてもいいのですが、ここに限ってしまうのが、結果的に参入障壁になっているのかなという。これは、あくまで予想ですけども。そういうふうに思っているのですけれども、いかがでしょうか。

【交通局 中島契約課長】 契約課長、中島と申します。

鉄鋼加工で登録されている業者自体も、数として、それほど、一定数の数があるということで、それ自体が障壁になっているかなというふうには思っていないところではあるのですが。

もし、そこが障壁なのかもしれないというご指摘があるのであれば、今、具体的に、じゃあ、どういう業種であれば、こちらが求めている施工をできる業種なのかというところは、すみません、まだ、はっきり分かる状況ではないので、その辺りは、研究はしてみたいとは思ってはおります。

ただ、今、冒頭申し上げましたとおり、この業種が障壁になるのだろうかというのは、これが原因かどうかというのは、ご指摘していただいていたのは、記録としては見ているのですけれども、これまで局としてはそういう受け止めはしていなかったというところがございます。

【小見部会長】 いや、これを変えると増えるかどうかというのは、別に確信があって言っているわけではないのですけれども、バス停を造るのは、例えば空調工業者に造れというのは、それは無理かもしれないですけども、普通の建築とか、それに関わるようなものを造れる業者であれば、恐らく造れると思うのですね、普通に考えると。

そういうところが鉄鋼加工に登録していれば、それはここに入れるのですが、鉄鋼加工に登録していない、そういう業者さんが入れるようにすれば競争性は高まるのかな

と思いますので、引き続き、ご検討いただきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

ほかに、いかがでしょうか。

【松本委員】 すみません、ちょっと。松本です。

今の点なのですけれども、鉄鋼加工業の人ということじゃないと入札できないという、そういう入札資格制限があるという、そういうご趣旨ですか。

【交通局 中島契約課長】 はい、この契約を発注するに当たりまして、鉄鋼加工業での入札参加者を募集しているという形になっております。

【松本委員】 なるほど。そうすると普通の、何か設備建設業みたいなとか、もうちょっと一般的な業者さんは入れないということになっているわけ。

つまり、この鉄鋼加工業でとなると、上屋の上部の鉄の屋根部分を自分で製造できる人で、かつ、設置業務をする能力があるところしか入れないわけだけでも、そうではなくて、一般的な施設建築業みたいなものにすれば、上に載せる鉄の部分は、ほかから調達してきて、自分で入札に参加できる人が増えるのではないかというのが、小見先生のご指摘の部分だと思ひまして。私もそう思うのですけれども。

なので、今まで既に指摘されていたのに、そのような受け止めはされていなかったということであれば、きっと何か誤解が生じていたのかなというふうに思いますので、ご検討いただくのがいいのかなというふうに、私も思いました。ありがとうございます。

【交通局 中島契約課長】 ありがとうございます。

私どもといたしましては、直接加工して設置をするという、それを求める契約内容という前提で理解をして発注をしていたものですから、今、先生がおっしゃったように、上屋のところは外から持ってきて、設置だけができる建築業者というような、受け止め方をしていなかったという部分はございました。

鉄の加工をして、道路の設置部分の図面を敷いて、必要な配管、掘削の処置もした上で、きちんと全ての許可を取りつけて設置をする、それらを全てこなすという前提でこれまで鉄鋼加工で、過去には何社か応札もあったという事実もございましたので、鉄鋼加工でこれまでずっとやってきておりましたが、改めて、本日のご指摘を受けて、もうちょっと研究はしたいと思います。

【松本委員】 ありがとうございます。

過去のトラックレコードというか、入札状況を見ると、結構、1者しか希望もしないし、指名もしないし、入札もしないみたいな日が続いていた時期があるようですので、ご検討いただければと思います。ありがとうございます。

【小見部会長】 いかがでしょうか。

【森岡委員】 森岡です。

事前にご質問して、今回、予定価格は非公表となっていたので、これはどうしてですかということを知ったら、これは、あれですかね、公表しちゃうと、毎年同じような内容で

単価だけしか出てこないから、容易に予定価格に近いところで入札、落札されちゃうということのを避けるためということなのですかね。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の米倉でございます。

こちらの案件につきましては、予定価格を非公表とさせていただいているところがございます。森岡先生がおっしゃったとおりでして、こちらの単価契約につきましては、通常の場合、毎年同じ内容で発注されるということが実態として多い状況でございます。そうした中で、予定価格を公表することで、例えば翌年度の発注に当たって、予定価格が容易に類推されることになりまして、事業者によって適切な仕様書を見て、適切に積算をされることなく、そういった積算がなされないままでということが生じてしまうおそれがありまして、現在、都の契約においては、予定価格は非公表とさせていただいているところがございます。

【森岡委員】 過去の入札状況においても、ヤハギ工業が落札したのもでも、99とかそういうことではなくて、適切なのとか、入札金額にはなっているだろうという、その効果はある程度あるだろうということですかね。

【米倉契約調整技術担当課長】 はい、そのとおりでございます。

【森岡委員】 この質問をした背景は、今回2番手になった会社からすると、ちょっと差があったということなので、実際どのように見積ればいいのかというヒントがあったほうが価格を寄せられるのではないかというふうには、ちょっと思ったのですけど。ただ一者入札が多いような状況では、そういう効果もあるのは理解ができて。

確認ですが、今回の契約金額自体は公表されるのでしたっけ。

【交通局 中島契約課長】 はい。入札金額、入札経過調書自体は公表されますので、ヤハギ工業の入札額、アートフェンスの入札額そのものは公表されております。

【森岡委員】 そうですね。だから、仮にこのアートフェンスが次、来年やろうというときには、ヤハギ工業がこの金額で落としたというのは分かった上で、次の金額を決めることはできるので、もうちょっと金額を寄せられるかもしれないということですかね。だからもちろん、企業として、とてもこれでは成り立たないというのだったら、結局札を入れなくなっちゃうかもしれないかもしれませんが、少なくとも今回チャレンジをして、次はこうしようということには、きっかけにはなつたと。逆に言えば、過去も見ているわけなので、いや今回アートフェンスも過去の契約の入札調書を見れば、大体ヤハギが幾らで落としているのを見て、推測をすることはできたのは、できたはずというところですかね。

【交通局 中島契約課長】 はい、おっしゃるとおりです。

【森岡委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。運用状況等について、特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることと

します。あるいは、何か改善の必要がある場合はその改善等に係る意見について知事に報告することになります。

委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

施工業種については、それをすることによる効果というのは、まだ分からないので。とにかく研究していただいて、ぜひ必要があれば、そういうふうな措置を取っていただきたいと思います。現状のところ、以前よりは少し改善しているということですが、ここから先、あんまり改善が見込めないようであれば、そこまで踏み込む可能性があるということまで、ぜひ前向きにご検討をいただきたいということで、特に知事に報告するということまではしなくていいというふうに私も判断いたしますので、よろしくをお願いします。

それではご意見等がないようですので、入札及び契約手等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

交通局の皆様ありがとうございました。退室をお願いいたします。

(交通局職員退室)

【小見部会長】 それでは議案5に入ります前に、10分間の休憩を取りたいと思います。

それでは、15時35分に再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

(休憩)

(下水道局職員入室)

【米倉契約調整技術担当課長】 時間になりましたので、また再開させていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

【小見部会長】 それでは再開したいと思います。

続きまして、議案5について準備ができましたら、説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、まず議案5の事業所管局である下水道局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いいたします。

【下水道局 星野契約課長】 経理部の契約課長をしております、星野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 建設部設備設計課長の宗吉と申します。よろしくをお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案5ご覧ください。高額、高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は、篠崎ポンプ所発電設備再構築その2工事でございます。

本件は一般競争入札にて発注したものであり、申請3者、資格確認3者、応札1者で、落札率は99.85%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いいたしま

す。

【木下委員】 木下でございます。これ、篠崎ポンプ所で発電設備を構築するというところで、工事件名がその2となっているのですけれども、その1の工事というのもあったと思いますが、それはやはり、この東芝インフラシステムズが受注しているのでしょうか。それともほかの業者さんだったのでしょうか。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 下水道局、宗吉がお答えいたします。

まずご指摘のとおり、こちらには発電機が複数台ございまして、前回工事で1台更新をしております。その契約の相手方は、同じく東芝インフラシステムズでございます。

【木下委員】 ありがとうございます。この手の工事は、やっぱり工事のその2になっても、これだけの大きさの工事ですから、全体を一括して発注するということはなかなか都としても大変なのかなと思いますが、やっぱり1回目の工事を受注したところが、工事の現状の状況とかを理解するなどを含めて、やっぱり競争上は優位なのかなというふうに思いましたので、その理由としては、資料の15ページにある辞退理由のところ、同じく入札を最初希望した（非公表部分）が、見積金額が当初見込みより過大となったためということで、やっぱりかなり今の時期、工事価格も上昇している中で見積りをしてみたら、どうもかなり大きい金額になって、予定価格を推定すると難しいということが業者さんの側から辞退になるということになるのかなというふうに思いました。

ただしこれも、ほかの工事もそうですけども、一度内容を決めてから工事費用の、やっぱり社会的な、一般的な工事費用の増額に合わせて追加の変更をされていますよね。工事内容の変更。こういうところがある程度分かっていたら、もう一度競争的にチャレンジしようという業者さんも出るのではないかと思うのですけれども、この工事内容の変更の決定というのは、やっぱり第一回目の入札のときには、あまり想定できるというふうなものではないというふうに伺ってよろしいでしょうか。今回はたまたま、世の中、全般の工事費用の高額、あるいは労賃の高額化があって、政策として、この工事の追加決定をしているようですけれど、政策的にも工事の価格追加をしているようですけど、毎年行われるものではないというふうに伺ってよろしいでしょうか。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 下水道局、宗吉がお答えいたします。

まずは委員の先生からもございましたが、全体工事との兼ね合いということでございますが、複数台発電機がございまして、一括で出すというよりは、分割しながら切り分けられるところで切り分けて出すのが現実的と思っています。

今回1台ずつということでやっておりますが、その1台目と2台目が非常に密接な工事になっているわけではないので、特段、前回工事をやっているから、その会社が有利になるとは考えていないということが1点目でございます。

また、見積り時点から実際に今、物価高騰とかもあるので、その辺のところが入札段階でどう扱われるか分からないのではないかなというふうなご指摘だったと思いますが、契約後に物価高騰などで価格上昇があった場合について、ある一定程度上がった場合には、工

事変更等で対応していることは周知の事実でございますので、特段それも分からないということはないと理解しております。

【下水道局 星野契約課長】 契約課長星野でございます。

少しだけ補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。先ほど（非公表部分）の辞退理由で見積金額が当初見込みより過大ということで、これはプルダウンメニューの1つにございますが、こちらはあらかじめ、この案件についても工事の発注規模というものを55億以上60億未満という形で事前にアナウンスをさせていただいております。会社さんのほうで私どもから提供した仕様書ですとか、図面を読み込んだ結果、この価格帯ではちょっとお金が出せないなという形でご判断をされたのかなというふうに考えてございます。そこは会社さんによって、積算が変わってくるという結果で、東芝さんのほうは、この価格帯に入れられたという結果なのかなと受け止めてはございます。

以上でございます。

【木下委員】 ありがとうございます。確かに一般競争入札の資料の中に、発注等級Aということで、55億円以上60億円未満という数値が出ていて、東芝さんの当初の入札額も57億円余りということですが、ちょうどこの真ん中ぐらいなので。この真ん中ぐらいで入札ができると見込んだ会社さんはこの金額で入札をしてきたと。それを超えるところの60億円以上を見込んでしまうと、なかなか入札に応じられないと。そんなふうなことが分かるということなわけですね。後から追加で発注があったとしても、やっぱりこの枠というのは、当初の枠というのが、この入札の行動に影響は当然ながらあるということでした。ありがとうございます。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょうか。

【森岡委員】 森岡です。ありがとうございます。

これ、今回ガスタービン発電機ということなのですけれども、これ東芝インフラシステムズが落とした場合、この会社は東芝がつくっているガスタービン、つくっているかどうか知らないのですが、ガスタービン発電機を使うということなのか、何かほかのメーカーから、別のグループのメーカーから買入れるとか、そういうのは何か分かったりするのでしょうか。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 下水道局の宗吉がお答えします。

お手元の資料の2ページでございます。2ページに概要書があるのですが、右下にガスタービン発電機の構造、イメージが載っていますが、このガスタービン発電機は、大きく発電機部分とガスタービン部分に分かれております。このガスタービン部分は、例えば、IHI原動機など違うメーカーもございますし、この発電機部分はどちらかという受注者が製造している部分ということで、全体を東芝インフラシステムズが一括でやるというか、組み合わせで性能が機能するというようなものでございます。

【森岡委員】 ちょっと聞こえにくいところもあったのですが、あれですね。ガスタービンのメーカーは幾つかあって、発電機は東芝とか電機メーカーであれば自分でつくって

いるものという、そういうことでいいですか。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 おっしゃるとおりでございます。それを組み合わせて、全体としてシステムとしてやっているのが東芝ということでございます。今回は。

【森岡委員】 分かりました。

今回予定価格と入札価格が非常に近いというか、99.85%まで来ているのですが、これだけ精度高く入札できたというのは、発注者側としてどういう事情だというふうにお考えなのでしょうか。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 下水道の宗吉がお答えします。

まず3者の希望があって、うち（非公表部分）が金額的に辞退しているのです。そういった意味では受注した東芝インフラシステムズが、余裕があって入札できたというよりか、ぎりぎりのところで落札したのかなといったような理解をしているところがございます。

【森岡委員】 前提として、予定価格はもうかなり精度よく推定できて、その上で幾ら入れるかという判断なのでしょうけれども、この種の機械とか物については、もう相当、予定価格はかなりの数値を見つけ、確認、推定できるということなのですかね。

【下水道局 星野契約課長】 先生、契約課長星野でございます。

若干ちょっと入札の経過を補足させていただければと思いますが、お手元の資料の12ページから14ページまで、今回の入札に係る経過調書が。

【森岡委員】 そうか、第3回目までであったのでしたっけ。失礼しました。

【下水道局 星野契約課長】 そうです。その3回目で予定価格の中に入ってまいりましてという結果でございます。ありがとうございます。

【森岡委員】 予定価格超過で最後ぎりぎり落として合わせてきたという、そういうことですかね。

【下水道局 星野契約課長】 結果としてはおっしゃるとおりです。

【森岡委員】 はい、分かりました。失礼しました。ちょっと今それを見落としておりました。ということであれば、ここまでかなり寄せてくるのは当然できますよねということですね。分かりました。

あと、ないのでしょけれど、例えばガスタービン自体は別個に購入契約みたいなのを東京都と結んで、その設置とその附属設備については業者に任せるとかそういうような契約の分け方は、やっぱりこういうものだと難しいということになるのでしょうか。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 すみません、宗吉がお答えいたします。

先ほど申したように、この発電機とガスタービンの組合せになるわけですけど、2つ組み合わせて機能しなければいけないということもございますので、分割するのは難しいと思っています。台数みたいなものは、分割して出すことも可能というふうを考えています。

【森岡委員】 最後ちょっと後半部分が若干聞こえにくかったです。

【下水道局 宗吉設備設計課長】 すみません。例えば冒頭ありましたけど、台数が例

えば複数であった場合に一工事で1台、一工事で1台みたいなそういうような切り分けはできると思うのですが、この発電機とガスタービンを切り分けるというのは、全体のシステムとしての機能確保が難しいというふうに考えています。

【森岡委員】 はい、分かりました。

【小見部会長】 いかがでしょうか。

先ほどの森岡先生の話とちょっと重なりますが、これ3回で52億8,000万円が1回目で、2回目が52億7,000万円で、3回目が52億6,000万円という、1,000万円ずつ下げているのですが。例えば1,000万円というのは全体の価格から見ると、0.2%に満たないのですが。それぐらいで刻むというと、相当、もう近いところ来ているという確信がないとできないと思うのですが。そういうものなののでしょうか。ちょっと雑駁な質問で恐縮ですが。

【下水道局 星野契約課長】 そうですね。先生、この部分は東芝さんの過去からのデータの蓄積みたいな部分ももしかしたらおありなのかもしれませんが。ちょっとなかなか細かく刻んでこられたなというところは感想としてはございますが、なぜというところになりますと、会社さんのご判断ということにはなってしまいます、お答えになってなくて申し訳ございません。

【小見部会長】 分かりました。あくまで感想です。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。運用状況等について特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見について知事に報告することになります。委員の皆さんいかがでしょうか。何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

ご意見等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

下水道局の皆様ありがとうございました。それではご退席をお願いいたします。

(下水道局職員退室)

(下水道局職員入室)

【小見部会長】 続きまして、議案6について準備ができれば説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、まず議案6の事業所管局である下水道局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いいたします。

【下水道局 星野契約課長】 引き続きまして、経理部契約課長の星野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【下水道局 石田事業推進担当課長】 森ヶ崎水再生センター事業推進担当課長石田と申します。よろしくをお願いいたします。

【下水道局 山本施設保全課長】 施設管理部施設保全課長山本と申します。よろしく

お願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、議案6号をご覧ください。高額、高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は、森ヶ崎水再生センター（東）第二沈殿池機械設備更新工事でございます。

本件は一般競争入札にて発注したものであり、申請は3者、資格確認3者、応札1者で落札率は99.48%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【小見部会長】 それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いいたします。

【森岡委員】 すみません、森岡です。

この資料をいただいたのですが、というかあれですよ。この概要の部分の第一、第二の図示等を加えていただいたということかと思いますが、ごめんなさい、今回はこの東処理施設の第二沈殿池の一部を改修ということなのでしょうか。

【下水道局 石田事業推進担当課長】 森ヶ崎水再生センターの石田からご回答させていただきます。

本工事は森ヶ崎水再生センターの東施設の第二沈殿池について、まず改修の工事をしております。池底に沈殿した汚泥を集めるかき寄せ機、これのほか、あとは汚泥がちよっと腐敗して浮いちゃうときがございます。そのときに水面に浮いた汚泥を除去するための除去装置。これが浮上スカムと言っているのですが、こちらを取り替える工事一式を更新するものでございます。

【森岡委員】 ごめんなさい、追加の図面を見ると、東施設と西施設にそれぞれ第一沈殿池、第二沈殿池というのがあって、もともと施工箇所とされていたのが、15、16という場所のようなのですが、この1から20くらいまでである東施設の第二沈殿池のうちの15、16の部分だけを改修すると、そういうことなのですかね。

【下水道局 石田事業推進担当課長】 はい。おっしゃるとおりでございます。

石田がお答えしました。

【森岡委員】 いえ。これはあれなのですか。その前、以前、あるいは、これからこの15、16以外の部分の補修も続けていくということになるのでしょうか。

【下水道局 石田事業推進担当課長】 おっしゃるとおりでございます。ただし東の第二沈殿池につきましては、全21のうち、9割ほどはもう更新してございます。というのは、東施設は50年ぐらいい使っていて、順番に更新工事を進めている中で、残りのところは今やっているというご理解をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【森岡委員】 分かりました。何かよく、工事その何とか、その3とか4とかというの、番号がつけられるときもあると思うのです。この工事に対しては、そういう番号を

つけて順番にやるというのとちょっと違うということなのですかね。

【下水道局 石田事業推進担当課長】 おっしゃるとおりでございます。石田が答えました。

【森岡委員】 ちなみにそうだとすると、過去に更新された部分の落札者というのは、どこになるのでしょうか。

【下水道局 石田事業推進担当課長】 引き続き、石田のほうでお答えさせていただきます。

今回はいろいろ、ほかの工事としましては、（非公表部分）様とか（非公表部分）様とか（非公表部分）様とか（非公表部分）様が以前に受注していただいている実績はございます。

【森岡委員】 全部を今回落とした協和機電工業が落としているわけではなくて、それぞれ別の業者が落としているということですか。

【下水道局 石田事業推進担当課長】 おっしゃるとおりでございます。

【森岡委員】 ちなみにそのときは、あれですか。1者入札じゃなくて、何者か応札者がいたということもあるのでしょうか。

【下水道局 石田事業推進担当課長】 石田がお答えいたします。1者入札じゃないときのほうが多かったと記憶してございます。

【森岡委員】 分かりました。今回は1者入札ということになっているわけですけど、それは発注側としてはどういう事情かというのは、何か考えておられますか。

【下水道局 石田事業推進担当課長】 センター側の発注としまして、どうして1者入札になったかというところまでは、特に考察してございません。

【森岡委員】 分かりました。過去には複数の応札者がいたケースも、この例えば第二沈殿池の以前の更新工事ではあったということですね。

【下水道局 石田事業推進担当課長】 おっしゃるとおりでございます。

【森岡委員】 これ、落札率も極めて高いようには見えるのですけれども、この辺りは、これは事後公表ですよ。予定価格は。何か比較的予定価格を推測しやすいみたいな工事の内容なのでしょうか。

【下水道局 星野契約課長】 契約課長星野でございます。よろしくお願いたします。

こちらの案件は、事後公表、先生がおっしゃるとおりなのですが、発注規模を12億円以上13億円未満という形でお示しをしての発注となっております。こうした機械設備の更新工事につきましては、石田が申し上げたように、過去から何回も局として発注をしているということもございます。そういったところも踏まえての入札だったのかなと考えてございます。

【森岡委員】 分かりました。変な話ですけど、この沈殿池の更新に当たって、業者側が規則的にというか、代わりばんこに受注をしているみたいな感じにもなってないのですか。ちょっとその一覧を見てないので、何とも言えないのですけど。

【下水道局 星野契約課長】 契約課長星野でございます。私も今、手元にデータがないもので、感覚的なお答えにはなってしまうのですが、決して決まった会社が順番にといったような印象は受けてございません。

【森岡委員】 分かりました。私のほうではとりあえず以上です。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。

【木下委員】 木下ですが。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【木下委員】 この工事は総合評価方式で、金額だけでなく、価格点ももちろん点数化していますが、技術点も合わせて評価値ということになっているのですけれども、これは、複数入札のときは、価格点と技術点の間で逆転が起きたりするというので、総合評価方式って比較的秀でるところがあると思うのですが、1者入札になると、このせっかくの総合評価方式の、何ていうか価値が生きないと思うのですが、総合評価方式を採用する場合に、何か複数者の競争を高めるような工夫というのは何かされているのでしょうか。

【下水道局 星野契約課長】 先生、契約課長の星野でございます。

今、お話を頂戴しましたように、総合評価につきましては、価格だけではなくて、会社様の過去の実績ですとか、今回の工事で張りつけようとしている技術者さんの過去実績ですとか、そういったものの点数評価をいたしまして、競っていただくという形でやらせていただいております。ですので、先ほど先生がおっしゃったように、例えば技術点と価格点の逆転現象が起きるケースも中には実績としてはございます。

ですので、そういった面で我々が価格で競っていただくところを大事にしつつも、技術的な部分をしっかり持っていていただいている会社様に施工していただくというところで、この総合評価方式を使うことで、一定の競争環境といったようなものをつくらせているのではないかなとは考えてございます。

【小見部会長】 よろしいですか。

では、私のほうから。これは、この2ページ目にもありますように、人工的につくられた同じようなユニットとかモジュールがずっと並んでいるので、しかも先ほど50年ぐらい前から順番にやっているということだとすれば、技術的にそんなに難しいということはないのではないかという気もするのですけども。あるいは特別な能力を持ってないと、これができないということがあるのかないのか分からないのですけど、その辺はいかがなのでしょう。つまり、総合評価方式を取る必要がそもそもあったのかということも含めていかがでしょうか。

【下水道局 石田事業推進担当課長】 森ヶ崎水再生センターの石田のほうから回答をさせていただきます。

まずは、同じようだというところは、おっしゃるとおりでございます。ただし、下水道の沈殿池というものの構造がかなり地上から深いところにつくっていただくような、施工

の危険度みたいなのところがございます。そういうところに関しましては、技術はある程度持っているところにやっていただかないと事故が起きてしまうとか、工事が途中で頓挫してしまうとか、そういう危険が考えられますので、我々としましては、総合評価のほうを採用しております。

また、あと1つ訂正があるのですが、50年以上前につくられただけであって、50年以上前から更新工事はされていないですので、そこのところは訂正させていただきます。

以上でございます。

【小見部会長】 失礼しました。じゃあそうすると、これを順次やってこられたという最初からもうこれは総合評価方式だったんでしょうか。それとも、最初のほうはそうではなかったけれども、いつからか総合評価方式に切り替えられたのか、あるいは今回から初めて総合評価方式を採られたのか。その辺はいかがでしょうか。

【下水道局 石田事業推進担当課長】 森ヶ崎水再生センターの石田のほうがお答えをさせていただきます。これは、全部調べ切っているわけではないので、感覚的なご説明になってしまうところをご承知いただきたいと思いますが、最初のほうは恐らく、総合評価はしていなかったと思うのですが、積み重ねた経験の中で、やはりそういうことをしていく必要があるというふうに感じた段階で、総合評価方式を採用していこうということになったので、使っていったというふうに思われますので、今回は初めてではございません。

以上です。

【小見部会長】 はい、分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで一旦、本議案の意見の確認をしたいと思います。運用状況等について特に問題はないということであれば、入札及び契約手続等が適正に運用されていることとします。あるいは何か改善の必要がある場合は、その改善等に係る意見について知事に報告することになります。委員の皆さんいかがでしょうか。何かご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。ご意見等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認できたことといたします。

下水道局の皆様ありがとうございます。退室をお願いいたします。

(下水道局職員退室)

【小見部会長】 それでは、以上により議題を終了しますが、各事案の結果について再度確認をさせていただきます。事務局が記録していると思うので、要点を説明してください。

【今村電子調達担当課長】 電子調達担当課長の今村と申します。本日いただいたご意見等につきまして、簡単に振り返らせていただきます。

まず議案1から6につきまして、入札及び契約手続が適正に運用できているということ

で、改善に関するご意見については、なしとしてまとめさせていただきますが、やり取り等につきまして、振り返らせていただきます。

まず、議案1、普通標識緊急工事年間単価契約（1，2，3，4方面）についてでございますが、大企業が希望を出してきたことを踏まえると、分割ではなく契約規模をまとめたほうが参入する可能性があるのでは、といったご質問に対しまして、事業者にはアヒアリングをしたところ、突発的に起こる緊急工事に対する人材確保や、施工体制の確保が参入を阻む要因であり、規模が大きくなっても参入が広範囲になり過ぎて速やかな対応が難しい。そういった回答がございました。また2番手、3番手などを履行できる候補者はほかにもいそうなので、他県や事業者にはアヒアリングをしながら、手上げだけでなく応札までやってもらう仕組みを検討していただきたいと、そういったご意見をいただいたところでございます。

議案の2つ目、東京国際フォーラム(5)改修空調設備工事でございますけれども、大規模かつ期間が長い工事ということで、元施工が強いという実態はありますが、応札者側の見積価格の積算に必要な期間を十分取るなど適切な配慮をお願いしたいといったご意見等もございました。本件については、2か月程度の見積期間を取っているということや図面で受注者が拾えるものを準備している。また特記仕様書もあり、参加者の方も対応できるというようなことを考えているという説明をさせていただいたところでございます。

議案の3つ目、令和5年度神湊海岸離岸堤(改良)建設工事、こちらにつきましては、島しょ部だけではなく、例えば本土の小さい事業者にも指名の枠を広げる考え方もあってもよいのではないか、そういったご意見をいただいたところでございます。こちらにつきまして、A等級の案件につきましては、本土も含め、広く参加者を募りまして、競争性確保に重点を置いている一方で、B等級の場合につきましては、地元の受注機会の確保という考え方もありまして、そうした中、参加要件の中で島しょ地域として希望を募っているといったご説明をさせていただいたところでございます。

議案の4つ目、バス停留所上屋新設等単価請負工事でございます。施工業者が鉄鋼加工に限定されているということが参入障壁となっている可能性が考えられるため、改善に向けて、分析や研究をお願いしたいというご意見をいただいたところでございまして、担当局からは、こちらについて研究をしていくと回答をさせていただいたところでございます。

議案5、篠崎ポンプ所発電設備再構築その2工事でございますけれども、辞退理由を見ると、見積金額が過大になったということを理由にしている事業者がいるが、契約後、工事費用の変更もできることを明示していれば、参加者も増えそうに思えるがいかがか、といったご質問をいただきまして、こちらにつきましては、契約後に物価高騰があれば工事変更で対応していることは周知の事実ということもあり、事業者が知らないということではないと、そういったやり取りをさせていただきます。またガスタービン自体は東京都が購入契約をして、設置を事業者任せるのは難しいか、そういった質問がございましたが、発電機とガスタービンを組み合わせて設置、稼働をさせる必要があります、分割すること

は難しいと。ただ台数が複数あれば、契約の切り分けは可能ではないかといったやり取りをさせていただいたところでございます。

最後に議案6でございます。議案6の森ヶ崎水再生センター（東）第二沈殿池機械設備更新工事でございますが、こちらについては沈殿池の更新に当たって、代わりばんこに受注しているような形にはなっていないかといった質問がございましたけれども、手元にデータはないものの、決まった会社が順番にといった印象はないというような回答をさせていただいたところでございます。また技術的にそんなに難しくないように見えるが、その辺りはどうか、また総合評価の必要がそもそもあったのかも含めて教えてほしいというご質問をいただいたところでございますけれども、沈殿池がかなり深いところにあるので、施工の危険度が高い、そういうところは技術を持ったところでないと事故が起きたりするおそれがあると。そこで総合評価を採用しているというような回答をさせていただいたところでございます。

以上簡単ではございますが、振り返らせていただきました。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。結果としては以上のようなことでしたが、委員の皆さんよろしいでしょうか。もし追加で何かご意見等ありましたら、お願いします。

よろしいですかね。

特に追加のご意見がありませんので、先ほど申し上げた内容を結果とさせていただきます。

ということで、ただいまの報告について、ほかにご質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、本日予定されておりました議事は全て終了とさせていただきます。ありがとうございます。

最後に事務局から、官製談合に関する情報提供があった際の対応について、説明があるとのことですので、よろしく願いいたします。

【白田契約調整担当課長】 契約調整担当課長の白田でございます。

昨年度、本部会におきましてご意見をいただきました、談合情報取扱要綱に関しまして、改正検討の状況のご報告を差し上げたいと思っております。事前にお送りしております資料をご覧くださいと思います。

官製談合に関する情報提供があった際の対応についてというものでございますけれども、まず初めに談合情報取扱要綱の役割について確認をさせていただきたいと思っております。

都発注契約に関する談合情報を入手した際におきましては、財務局を含めた各局におきまして、契約の続行可否の判断が必要となります。この目的を果たすために、発注者として可能な範囲で調査をするための事務手順を決めたもの、こちらが談合情報取扱要綱となっております。このため、談合の有無の認定をして、告訴・告発などを目的とするものではないということについて、改めてご確認いただければと思います。

その上でまず経緯でございます。令和5年6月に本部会におきまして、令和3年度から4年度にかけて実施した（非公表部分）における入札、調達談合情報の処理結果を報告してございます。その詳細については割愛させていただきますが、情報に関して談合が疑われるものではないとの結論でございました。

これに関しまして、委員の皆様から現行の都の談合情報取扱要綱に沿った手続が行われていることが確認できたものの、本件のように官製談合が疑われた場合につきましては、当事者である局だけで処理するのではなく、中立性の観点から財務局の関与や第三者機関設置等ルールの見直しが必要ではないかというご意見、また極めて確度が高い談合情報であった場合につきましては、直ちに捜査機関へ通報し、対応を委ねるべきではないかとのご意見が付されたところでございます。

今回、この部会において出されましたこの2つの意見に関しまして、対応を検討してまいりましたのでご報告を申し上げます。1枚おめくりいただければと思います。

まず調査の第三者性の確保に関してでございます。1つ目のご意見でございました、官製談合に関する情報は中立的な機関が通報受付・調査を行うべきではないかのご意見についてでございます。

通報受付・調査を実施する部署の設置場所につきましては、2つのパターンがあると考えてございます。庁外に設置する場合と庁内に設置する場合。いずれかのパターンだと思います。このうち庁外に仮に設置した場合は、やはり調査の即時性が劣りまして、契約手続の続行可否の判断に遅れが生じるのではないかという課題がございます。このため、今回の改正方針といたしましては、事業執行への影響を最小限にするため、まず官製談合情報に関しては、まず財務局にその情報を集約してまいりたいというふうに考えてございます。

そして、庁内設置にした場合におきましても、この調査に関しては、やはり透明性を確保して、実施していく必要がございます。このため、調査の即時性を担保しつつ、透明性を確保するという観点から、調査に関しましては、その調査の対象となった所管局において、被疑部署を除いた形で調査を行ってまいりたいと考えてございます。そして、その調査の結果、所管局の意見を聴取の上、財務局が設置する委員会におきまして、契約手続の続行可否について決定をしてまいりたいというふうに考えてございます。

1枚おめくりください。捜査機関の関与に関してのご意見についてでございます。

2つ目の論点として、極めて確度が高い談合情報の場合、直ちに捜査機関へ通報し、対応を委ねるべきのご意見でございます。現状、捜査機関への情報提供につきましては、都における調査が終わった段階で行ってございます。こちらについて、直ちに直接通報すべきではないかというご意見になってございます。ここでの課題といたしまして、談合情報の正確性について適切な判断ができるかという点、また捜査は長期間に及ぶ場合もございまして、捜査期間中に契約手続を停止することにつきましては、事業執行への影響が多いといった課題がございます。

そこで今回は、捜査機関、具体的には警視庁と公正取引委員会、それぞれにヒアリングを行ってございます。そこで得られた回答といたしましては、談合情報の内容につきましては、捜査機関以外が適切に判断することは困難であろうということ、また調査の端緒は早いほうがよいので、情報の内容にかかわらず、全ての談合情報についての提供を希望するという。また、対外的な説明責任を果たすため、都が調査を行うことの必要性を認めるが、捜査の妨げにならないように留意してほしいという、こういったご意見をいただいたところでございます。

こうしたご意見を踏まえまして、改正の方針といたしましては、情報の確度について我々東京都のほうで判断をするということはずに、全ての寄せられた談合情報につきましては、入手後直ちに捜査機関に報告するというを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

その上で事業の継続性や説明責任を担保するために、原則として情報提供を行った後も、都における事情聴取や入札執行の判断等をした手続については、続行していくという形で取り扱ってまいりたいというふうに考えてございます。

1枚おめくりいただいた、「4 改正方針」のところに、その内容を踏まえた改正前、改正後のフローを掲載してございますので、ご参考までにご確認いただければと思います。

事務局からの説明は以上となります。

【小見部会長】 はい、ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

【松本委員】 松本です。

【小見部会長】 はい、よろしく申し上げます。

【松本委員】 1点だけコメントなのですがすけれども、改正方針②で、つまるところ、説明責任を果たすために、都のほうでも一定の内部調査を実施する必要があるし、談合情報がどのポイントで、申告されるかという問題もあると思うのですが、多分多くの場合は、契約しちゃった後とか、何か工事が始まっているときとかに見つかるのではないかなと思うのですが、なので止めるということは、多分そもそも難しいのだと思うのですよね。本件の場合は財務局のほうで契約をこうすればどうかという判断をして、かつ都として説明責任を果たすために内部調査を行うということが必要になる課題で、一定程度、関係者からの事情聴取などをすることが想定されているのではないかと思うのですが、誰がどういう手続でやるかという問題で、一番最後のページで、どの改正後のフローも、左から4つ目の四角は、各局で事情聴取等の調査を行うとあるわけなのですがすけれども、これらは、警察の人からも指摘がされているのだと思うのですが、日頃から調査をやっていない人がいきなり事情聴取とかを始めると、その事情聴取をしているという事実が広がってしまったりだとか、事情聴取、つまりに聴取される人に会って、話がありますから1日来てください。事情聴取したら、何について聞かれますという、そういう情報が漏えいしやすいわけなのですよ。

なので、ひと言言うと、あまり調査を専門にされてない方が内部調査をされることによって、その後に行われる捜査機関による捜査の支障になることが十分想定されると思います。

なので、各局で何か調査をするということで、ここは曲げられないのであれば、財務局が調査の専門家を依頼して、例えば調査で法律事務所とかを依頼した状態で、そこにその各局での事情聴取をしてもらったほうが、適正性とか、後からどういうふうに調査をしたのかという説明責任が取れる段階で、その適正に外部の専門家を入れて調査を行いましたという説明ができるようにしておく必要があると思いますので、この各局で事情聴取等の調査を独自でされるよりは、外部の専門家を入れるという立てつけにされたほうが安全かと思います。

すみません、ちょっと長くなってしまったのですが、私からのコメントは以上です。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

今のご意見は、資料でいう改正方針の改正後フローというのがあって、下のほうですけども。その各局で事情聴取等調査というところに、外部の専門家を、例えば同席させるとかという、そういうことでよろしいですか。

【松本委員】 同席というか、外部の専門にどういうアレンジで事情聴取をするのかというアドバイスを、助言を得ながら進めたほうがよいと思います。

【小見部会長】 その調査をするよという、この矢印の辺りで、意見、そういう相談をしてということでしょうか。

【松本委員】 はい。相談をしたほうがよいと思います。

【小見部会長】 はいはい。というところで、フロー自体を何か要するに修正・追加する必要があるのでどうかというふうについては、いかがでしょうか。

フローはこのままで、運用的に、そういうどこかに追記するということのほうがよろしいのでしょうか。それとも、ここ自体に何か明記したほうがよろしいのでしょうか。

ご意見としていかがでしょうか。

【松本委員】 これだけ見ると、もうなんか完全に調査を内部で自制、内製して行うように見えるので、少なくとも、このフローはフローで、このまま別にこれ自体は特に私からこの流れについて何か意見があるというわけではなくて、ここを第三者のスーパーバイザーを入れたほうがよいと思いますとかというぐらいのものです。

【小見部会長】 ということですが、いかがでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 事務局のほうから、よろしいでしょうか。すみません、音声途切れぎみになってしまっているのですが、ご意見としては我々側の、東京都側の調査に関して、第三者の場合によって助言の機会などを設けたほうがよろしいのではないかなというご意見と受け止めました。

確かにおっしゃるとおり、我々は捜査の専門家ではございません。なかなか専門的な調査などを行うというのは難しい。そういった中で入札の続行可否というところについて、

一定程度、その説明責任等を果たしながらやっていくという中で、最低限の事情聴取、そしてまた場合によっては誓約書の徴収といったことなどを行って、その契約続行についての説明責任を果たしていくための手続を規定しているところでございます。

もちろん、捜査機関等からその情報提供後に込み入った内容ということで、その先の我々が行う調査について、行わないでほしいといったような要請があれば当然ですが、そこは我々としても一旦捜査機関側の意見を踏まえて、そういった調査の停止などについても検討していく必要があるのだらうと思っております。また現状も各局などにおいて、法律の専門家等の契約等を行っているというのが一般的でございますので、そういったところからの意見、助言などを受けながらやっていくというのは、十分想定されるのかなというふうに思っているところではございますが、どのような形でこの要綱という形では定めるのかという点については、ちょっと研究させていただければと思います。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。ということでぜひちょっと、どういう書きぶりになるか分かりませんが、ぜひ今のご意見を反映させていただければと思います。

【森岡委員】 森岡です。

松本先生のご趣旨、十分私も理解できるところであります。今回のフローは官製談合に関するフローということで理解をしていて、その一般の談合情報そのものとはちょっと違っているかと思っております。その際にやっぱり重要なのは、所管部局ではなくても、他の部局が調査をするにしても、身内のかばい合いとかがあり得るのではないかということ。東京都の場合、巨大な組織で局が違うと、随分と違うというふうにも理解はしていますが、しかし、それは外部から見ればそういうふうに見られるところもあるので、その客観性というか中立性というものを、いかに担保するのかという話だと思っております。調査の手法、そのものも何ていうか、テクニックというか、そういうこともあるかとは思いますが、第三者が開催して、我々もそうですが、監視という言葉は使われていますけれども、ウォッチをすることで、何かをすることで、そういうことは決して東京都はやっていません。身内をかばうために証拠をなくしちゃったとかね。そんなことはしません、ということをする仕組みをどのようにつくられるかということかと思っております。これはもちろん、第三者を利用するというのも当然ですし、庁内の仕組みとして、そういう記録・証拠に関するアクセスだとかをきちんと残しておいて、決して改ざんだとか捨てられてしまう、廃棄だとかが起きないようにすると。官製談合ですから場合によっては、そういうことの証拠が都の中にある可能性も高いのであります。これは実はあるかどうかの話ではなくて、実はあると仮定してでの話ですから、そういうことを担保する分には外部をきちんと活用した上で、都民に対して説明ができる仕組みをつくっていかれることが、多分肝要かなと私も聞いていて思ったところです。

以上です。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局、今のでよろしいでしょうか。今のことに関してそれでよろしいですね。

それでは、一応これで、今のご報告に関連する質問も終わりにさせていただきます。

それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います。

【須藤契約調整担当部長】 小見部会長ありがとうございました。委員の皆様方には長時間にわたり、様々な視点からご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

いただいた意見を踏まえまして、引き続き適正な入札契約制度の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。委員の皆様にはお忙しい中、引き続きご協力いただくこととなりますが、ご指導の下、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。ご退出いただいて結構でございます。誠にありがとうございました。

——了——